

## 重要事項説明書 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団親心会 小西脳外科内科医院
代表者氏名	理事長 小西正治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県東広島市高屋町造賀2957番地1 電話 082-430-2020 ・ ファックス番号 082-430-2022
法人設立年月日	平成13年 8月 23日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム湯舟の里
介護保険指定 事業所番号	3472500895
事業所所在地	広島県東広島市高屋町造賀2961番地

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	認知症対応型共同生活介護を提供 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供
運営の方針	認知症を伴う要介護または要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (3) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート平屋	601.21㎡
敷地面積	2483.02㎡	
開設年月日	平成14年11月1日	

ユニット数	2ユニット
<主な設備等>	
面積	601.21㎡
居室数	1ユニット 9室 1部屋につき ㎡
トイレ	1ユニットにつき3箇所
共有施設	食堂・居間・浴室・脱衣室他

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	7時～20時
利用定員内訳	18名      さくら館 9名 もみじ館 9名

(5) 事業所の職員体制

管理者	風呂迫 潤子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。</li> <li>・従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。</li> </ul>	常勤 1名 介護従事者と兼務
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成・運用・管理します。</li> </ul>	常勤 1名 介護従事者と兼務
介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、排泄、食事その他日常生活の介護、相談、援助業務等を行います。 (入居者3名に対し1名以上の職員体制をとります。)</li> </ul>	常勤 14名 非常勤 1名
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、かかりつけ医への連絡等の業務を行います。</li> </ul>	非常勤 1名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</li> <li>・利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。</li> <li>・(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。</li> <li>・計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ul>
食 事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの栄養状態を把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。</li> <li>・摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。</li> <li>・可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</li> <li>・食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、食堂で食事をとることを支援します。</li> </ul>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。</li> <li>・嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。</li> </ul>
	入浴の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、入浴または清拭を行います。入浴時は、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供、洗髪などを行います。</li> </ul>
	排せつ介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。</li> </ul>
	離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。</li> <li>・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。</li> <li>・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。</li> <li>・シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。</li> </ul>
	移動・移乗介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。</li> </ul>
	服薬介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。</li> </ul>

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	・利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理・医師手配		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じ、適切な医師の往診又は医療機関への受診を実施します。</li> <li>・感染症の発生及び蔓延を防ぐために必要な措置を実施します。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</li> <li>・良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。</li> <li>・利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</li> <li>・常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</li> <li>・常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</li> </ul>

(2) 介護保険給付サービス利用料金

別紙参照

(3) 介護保険給付外サービス料金

別紙参照

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月20日までに利用者家族様あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 口座引き落とし サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は、直後の平日）に、利用者指定口座からの引き落としします。</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
  - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

## 6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	名称	医療法人社団親心会 小西脳外科内科医院	浅倉歯科医院
	所在地	東広島市高屋町造賀 2957-1	高屋町造賀 3595-2
	電話番号	082-430-2020	082-436-1000
	診察科	内科、脳神経外科	歯科
	入院設備	あり、18床	なし
	救急指定	なし	なし
	協力関係の概要	利用者の診察、往診。入院応需。	利用者の診察、往診
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号		
【家族等 緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号 携帯電話		

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（施設長 ・ 小西恵子）

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）

1.1 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
  - 管理者は従業者に事実関係の確認を行う。
  - 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
  - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
  - 苦情又は相談の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所在地 東広島市高屋町造賀2961 担当者 風呂迫 潤子 電話番号 082-430-2210 ファクス番号 082-430-2209 受付時間 随時
【市町村（保険者）の窓口】 東広島市介護保険課	所在地 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 受付時間 8:30~17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30~17:15（土日祝は休み）

1.2 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和6年2月21日
【第三者評価機関名】	広島県シルバーサービス振興会
【評価結果の開示状況】	WAMNET（ワムネット）

### 1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	杉本 幸弘
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1.4 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

### 1.5 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所	所在地	東広島市高屋町造賀2961
	事業所名	グループホーム湯舟の里

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

（利用者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（代理人【選任した場合】）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 利用者との続き柄（ \_\_\_\_\_ ）

# 利用料金表

令和6年6月現在

## (1) 介護保険給付サービス利用料金

### <基本サービス費>

サービス内容略称	基本単位	利用料	利用者負担額			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
予認知症共同生活介護Ⅱ2 (要支援2)	749	7,594円	759円	1,518円	2,278円	1日分
			22,770円	45,540円	68,340円	30日分
認知症共同生活介護Ⅱ1 (要介護1)	753	7,635円	763円	1,527円	2,290円	1日分
			22,890円	45,810円	68,700円	30日分
認知症共同生活介護Ⅱ2 (要介護2)	788	7,990円	799円	1,598円	2,397円	1日分
			23,970円	47,940円	71,910円	30日分
認知症共同生活介護Ⅱ3 (要介護3)	812	8,233円	823円	1,646円	2,469円	1日分
			24,690円	49,380円	74,070円	30日分
認知症共同生活介護Ⅱ4 (要介護4)	828	8,395円	839円	1,679円	2,518円	1日分
			25,170円	50,370円	75,540円	30日分
認知症共同生活介護Ⅱ5 (要介護5)	845	8,568円	856円	1,713円	2,570円	1日分
			25,680円	51,390円	77,100円	30日分

### <加算料金>

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	304円	30円	60円	90円	1日につき (入居日から30日間)
医療連携加算	37	375円	37円	75円	112円	1日につき
看取り加算	72	730円	73円	146円	219円	死亡日以前31日以上 45日以下
	144	1,460円	146円	292円	438円	死亡日以前4日以上 30日以下
	680	6,900円	690円	1,380円	2,070円	死亡日の前日及び 前々日
	1,280	12,980円	1,298円	2,596円	3,894円	死亡日
介護職員等処遇改善加算	注1)					

注1) 所定単位数の155/1000の加算

※所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数のことです。

## (2) 介護保険対象外サービス利用料金

(税込み)

①敷金	入居時 150,000円 原状回復費に使用します。余剰金が出た場合は、退去時に返金します。
②家賃	月額 48,600円
③食費	朝食 400円/回 昼食 500円/回 夕食 500円/回
④光熱費	月額 17,900円
⑤管理費	月額 11,880円

※家賃、光熱費、管理費は月途中の入退去については日割りにて計算します。

※管理費は、清掃費、保険料、保守点検費、共有部のリース料です。

## &lt;利用の場合に加算&gt;

(税込み)

紙パンツ(1パック)	1,512円
重ねて安心シートパット(1パック)	540円
オンリーワン レギュラーパット(1パック)	907円
スーパーロングパット(1パック)	1,728円
ホワイトパット(1パック)	1,320円
ケアパット400(1パック)	510円
アクティブノーマルパット(1パック)	1,344円
付き添い者用寝具貸出(1日)	1,080円
付き添い者用食事(1日)	540円